

# 目指せ原告1万人!

## 第7回期日(裁判)のお知らせ

### 生業を返せ、地域を返せ! 福島原発訴訟原告団・弁護団

7/15(火)

第7回期日

期日  
予定

模擬法廷・デモ  
誰でも参加歓迎!

- 13:00 ~ : あぶくま法律事務所に集合
- 13:30 ~ : 福島地裁に向かってデモ行進
- 14:00 ~ ? : 福島地裁で傍聴券抽選
- 15:00 ~ : 裁判傍聴 or 模擬法廷  
当たった方は福島地裁で裁判傍聴、  
はずれた方は音楽堂小ホールで模擬法廷
- 16:30 ~ : 音楽堂で報告集会  
(裁判の状況により、報告集会の  
開催時間が変更となることが  
あります。)

模擬法廷の様子



音楽堂

第三小

競馬場

MAP

福島地裁  
市役所

あぶくま

デモ行進の様子



今回も1名の方の  
意見陳述を行い、  
国・東電に対する  
積極的な反論を  
行う予定です!

### これまでの裁判の流れと今回の予定

私たちは、福島第一原発事故前の福島に戻すことを求めて、現在約2600人の原告で福島地裁で裁判を行っています。第2~4回期日が原告の主張、5~7が国と東京電力の反論の期日で、今回は3回目の反論の期日となります。前回の期日では、原告の国の指示についての釈明(質問)に対して、「資料が現存しないので確認できない」という不誠実な応答をしました。東電は、「中間指針は合理的で相当であるから、裁判所は過失を判断をする必要がない」と主張しました。東電は指針以外、一切払う必要がないとの主張で、弁護団は被害者が裁判を起こすことも許されないというのか!と厳しく反論しました。前前回の20msv以下は被害ではない、裁判で責任が認められても一企業である東電には酷なので認められないとの主張に続き、国と東電の姿勢が明らかになりました。このような国や東京電力の態度に対して、私たちは大きな怒りの声を上げていかななくてはなりません。多くの方のご参加をお待ちします。お気軽にお越し下さい。

あなたも  
原告に  
加わりま  
せんか?

目指せ、  
原告1万人!  
みんなで  
もとの暮らしを  
とりもどそう!

[問い合わせ先] あぶくま法律事務所

〒960-8018 福島県福島市松木町7-17

TEL: 024-534-5151 FAX: 024-534-0483

説明会の情報はこちら!

HP: <http://www.nariwaisoshou.jp/>

FB: <https://www.facebook.com/nariwaikaese>